

長島町地域公共交通計画
(概要版)

令和6年3月

長島町地域公共交通活性化協議会

1. 計画の概要

(1) 計画策定の背景と目的

少子高齢化・人口減少による公共交通利用者の減少や運転手不足の深刻化に加え、運転免許証返納により、自動車などの移動手段を持たず、公共交通に頼らざるを得ない高齢者などの交通手段の確保は今後さらに深刻な問題となっていくことが予想されます。

一方で、地域における移動手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらすことが期待されています。

こうした状況を踏まえ、長島町の交通政策に関する課題の解決に向け、地域公共交通のマスタープランとなる「長島町地域公共交通計画」を策定し、まちづくり・観光と連携した持続可能な交通サービスの提供に取り組んでいくことを目的とし、策定するものです。

(2) 計画区域

本計画の区域は、獅子島を含む本町全域とします。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5年間とします。なお、今後の社会情勢の変化や事業の進捗状況により、本計画の検証及び見直しを行っていくものとします。

〔計画期間〕

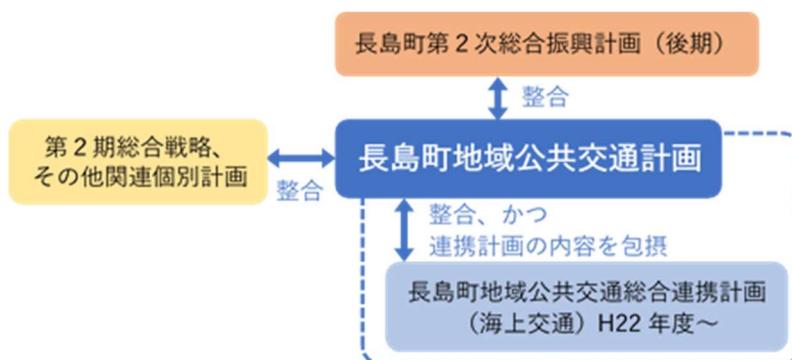
年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
上位計画	第2次総合振興計画（後期） 2022～2026年度					次期計画				
	第2期総合戦略 2020～2024年度									
交通計画			長島町地域公共交通計画 2024～2028年度					次期計画		
評価 ・検証				毎年度評価・見直しを 行う			計画 評価			

(4) 計画の位置づけ

本計画は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定計画であり、まちづくりの基本指針を示す本町の最上位計画である「長島町第2次総合振興計画」（後期計画は令和4（2022）～令和8（2026）年度）、及び「第2期長島版総合戦略」、その他関連する個別計画を踏まえ、本町として目指すべき地域公共交通体系を実現するために策定するものです。

なお、海上交通については、平成21年度に策定した「長島町地域公共交通総合連携計画」がありますが、本計画は地域公共交通のマスタープランとして、その内容を包摂するものです。

〔計画の位置づけ〕



2. 地域公共交通の現況

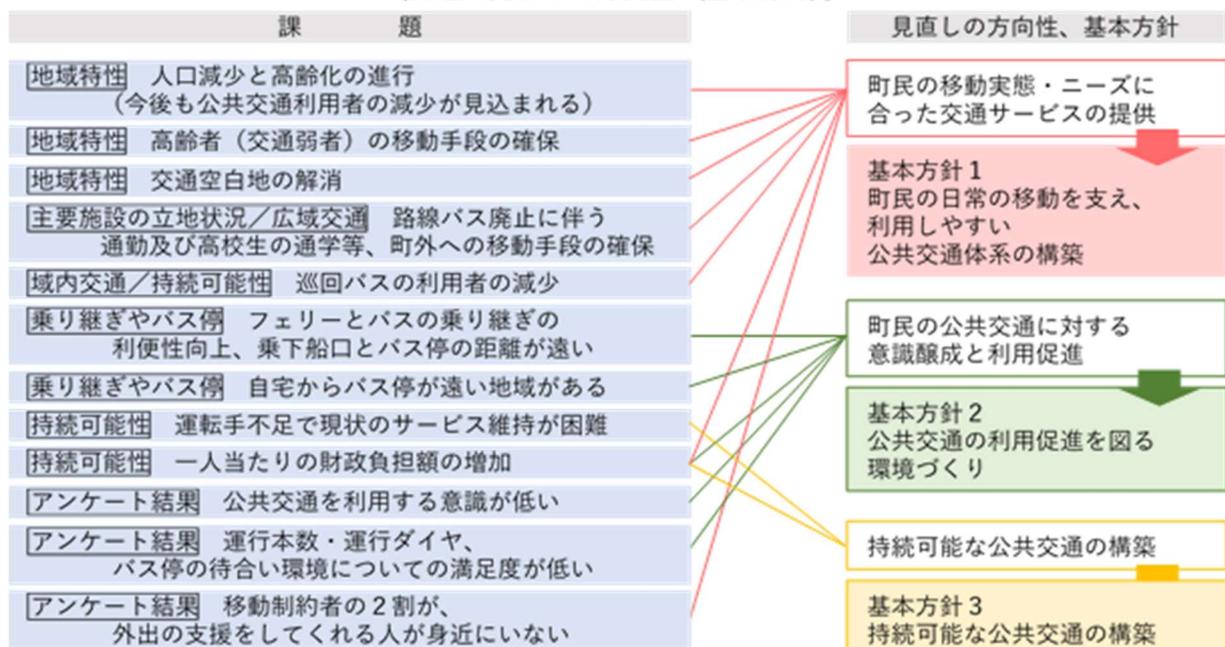
本町の現在の地域公共交通は、周辺市町と結ぶ路線バス、本町が南国交通(株)に委託運行している巡回バス、スクールバス、熊本県天草市、水俣市と結ぶフェリー、旅客船があります。



3. 地域公共交通に関する問題・課題と見直しの方向性

本町の現況や公共交通の現状、アンケート等調査結果を踏まえた、公共交通に関する問題・課題と見直しの方向性は以下のとおりです。

〔課題と見直しの方向性 (基本方針)〕



4. 長島町地域公共交通計画

(1) 基本理念

公共交通に関する本町の現状と課題、上位計画等を踏まえて、本町の地域公共交通の基本理念を次のように設定します。

「夢と活力のあるまち」を支え、次代につなぐ公共交通の実現

まちづくりと連携し、町内を快適に移動できる、持続可能な地域公共交通を構築します。また、町民、交通事業者、町が力を合わせ、本町の地域公共交通を支えます。

(2) 基本方針

基本理念を踏まえ、本町が抱える地域公共交通の課題解決に向けた本計画の基本方針を次のとおりとします。

基本方針1 町民の日常の移動を支え、利用しやすい公共交通体系の構築

- 町民の移動実態を踏まえ、日常の通勤通学、買い物、通院等の外出の際に利用しやすい公共交通体系を構築します。
- 地域の移動ニーズに合わせ、予約制乗合タクシーなど効率的な運行ができる新たなサービスを導入し、町民が利用しやすい公共交通サービスの提供を図ります。

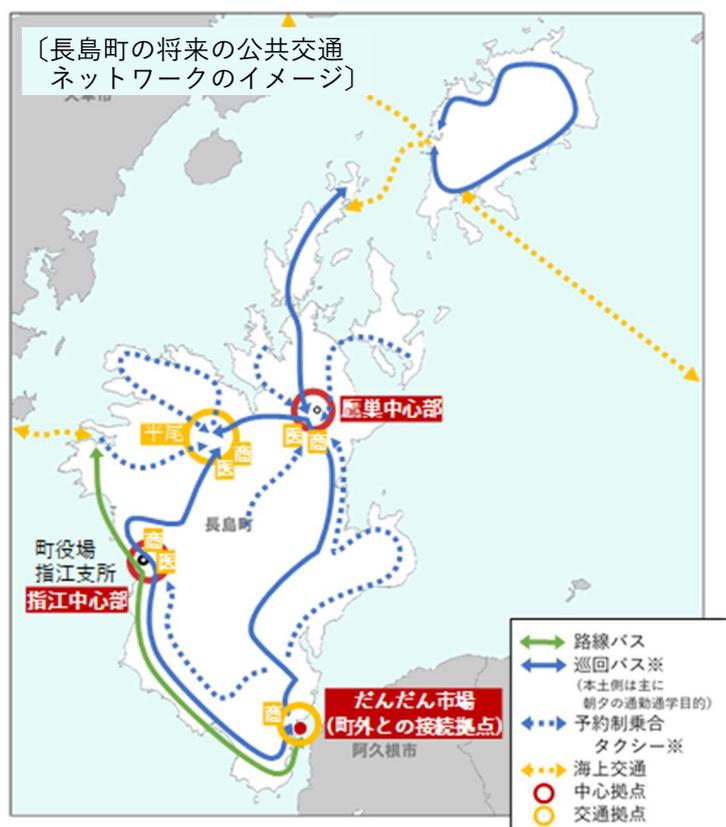
基本方針2 公共交通の利用促進を図る環境づくり

- 分かりやすい公共交通マップや時刻表等の情報提供により、安心して利用できる環境づくりに取り組みます。
- 町内から町外へ、フェリーからバスへの乗り継ぎ利便性や、乗り継ぎ拠点等における待合い環境の改善を図り、より快適に公共交通を利用できる環境整備を図ります。

基本方針3 持続可能な公共交通の構築

- 町民、交通事業者、町が一体となって持続可能な公共交通を育てる意識を醸成していきます。
- 既存の輸送資源の有効活用や連携も含め、新たなモビリティサービスや新技術の導入を検討し、次代が住み続けたいと思うまちづくりに資する公共交通を守り育てる取組を推進します。
- 普段公共交通を利用していない町民、町外からの来訪者が公共交通を利用する機会をつくり、需要創出に取り組みます。

※右図は本計画策定時のイメージであり、利用者の利便性や事業の継続性に最新の注意を払い、関係者の協議・調整を行うとともに、実証運行等を実施し実現化を図ります。



(3) 計画の目標及び目標達成に向けた取組

基本理念を踏まえ、本町が抱える地域公共交通の課題解決に向けた本計画の基本方針を次のとおりとします。

基本方針	目標とする姿	取組
基本方針 1 町民の日常の移動を支え、利用しやすい公共交通体系の構築	町民が、便利に日常の移動ができる公共交通が確保されている	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常の移動ニーズにあわせた公共交通の確保 ● 新たな運行サービスの導入
基本方針 2 公共交通の利用促進を図る環境づくり	町民、来訪者が安心して公共交通を利用できる環境がある	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通マップや時刻表など公共交通に関する情報提供 ● 乗り継ぎの利便性向上や待合い環境・乗り継ぎ拠点の環境改善
基本方針 3 持続可能な公共交通の構築	多様な関係者と連携し、移動ニーズに適した効率的で持続可能な公共交通サービスが提供されている	<ul style="list-style-type: none"> ● 町民・自治公民館等と一体となった公共交通サービスの検討 ● 多様な関係者との連携による利用促進・サービスの検討 ● 新たなモビリティサービスや新技術の導入に向けた調査・検討

(4) 事業の実施時期及び事業主体

事業名	実施スケジュール(年度)					実施主体				
	R6	R7	R8	R9	R10	長島町	交通事業者	町民	その他関係者	
基本方針 1 町民の日常の移動を支え、利用しやすい公共交通体系の構築										
事業 1-1 日常の移動ニーズにあわせた公共交通の確保	計画・検討 実施 (10月~)					●	●	●		
事業 1-2 新たな運行サービスの導入	計画・検討	実施				●	●	●		
基本方針 2 公共交通の利用促進を図る環境づくり										
事業 2-1 公共交通マップや時刻表など公共交通に関する情報提供	計画・検討	実施				●	●			
事業 2-2 乗り継ぎの利便性向上や待合い環境・乗り継ぎ拠点の環境改善	調査・検討・実施					●	●		●	
基本方針 3 持続可能な公共交通の構築										
事業 3-1 町民・自治公民館等と一体となった公共交通サービスの検討	調査・検討・実施					●	●	●	●	
事業 3-2 多様な関係者との連携による利用促進・サービスの検討	調査・検討・実施					●	●		●	
事業 3-3 新たなモビリティサービスや新技術の導入に向けた調査・検討	調査・検討					●	●			

(5) 目標達成に向けた取組の概要

基本方針1 町民の日常の移動を支え、利用しやすい公共交通体系の構築

事業1-1 日常の移動ニーズにあわせた公共交通の確保

取組の方向性	・町外への通勤及び高校生の通学において、その移動手段を確保します。
取組の内容	・路線バスの廃止が見込まれるのに伴い、町外への朝夕の通勤及び高校生の通学の移動実態を踏まえて、代替の移動手段を確保します。

事業1-2 新たな運行サービスの導入

取組の方向性	・買い物や通院等の日常の移動において、予約制乗合タクシーなど新たな運行サービスを導入し、町民の移動手段を確保します。
取組の内容	・巡回バスは令和6(2024)年1月から減便して運行しており、令和7年3月に委託契約の解除が見込まれています。 ・実証運行等を実施し、町民の普段の買い物や通院など移動ニーズを把握した上で、利用しやすく、かつ効率的な運行が可能な予約制乗合タクシーなど新たな運行サービスを導入し、日常の移動手段を確保します。 ・現在、公共交通空白となっている地域においても町民の移動実態、公共交通に対するニーズを把握した上で導入を検討し、公共交通空白の解消を図ります。

基本方針2 公共交通の利用促進を図る環境づくり

事業2-1 公共交通マップや時刻表など公共交通に関する情報提供

取組の方向性	・町民が公共交通に関する情報に触れ、身近な移動手段として公共交通が利用されることを目指して、公共交通に関する情報提供の充実を図ります。
取組の内容	・町民アンケート調査において「直近1年間で路線バス、巡回バスを利用した」割合は1割に届かず、自治公民館長アンケート調査においても「巡回バスが運行されているが利用されていない」割合が約2割みられます。また、「時刻表がないので利用したいが分からない」といった声もありました。 ・市内の公共交通の利用方法や運行ルート、運賃、時刻表を一元化した公共交通マップや、高齢者等にターゲットを絞り、対象がよく利用する施設等の情報を掲載したマップ等の作成を検討します。 ・作成した公共交通マップ等については、町HPへの掲載の他、各世帯への配布、関係者等を通じた配布により周知を図ります。

事業2-2 乗り継ぎの利便性向上や待合い環境・乗り継ぎ拠点の環境改善

取組の方向性	・バスからフェリーへの乗り継ぎ利便性を向上させるとともに、バス停の待合い環境や乗り継ぎ拠点の環境改善を図ることで、町民が公共交通を利用しやすい環境を整備します。
取組の内容	・フェリーとバスの乗り継ぎにおいて、フェリーが着く前に出発してしまう便や待ち時間が長くなってしまふこと、乗下船口からバス停が遠く、荷物を持った高齢者には負担が大きい状況があります。また、町民アンケート調査においてバス停の屋根・ベンチを設置してほしいといった要望が上がっています。 ・フェリーとバスの乗り継ぎ拠点である港のバス停においては、バス停の位置を見直すとともに、乗り継ぎに関する情報を分かりやすく伝えます。 ・利用者の多いバス停等を中心に、バスを待つ間の雨や風を防ぎ座って待てる上屋やベンチを設置するなど、バス停の待合い環境の向上を図ります。

基本方針3 持続可能な公共交通の構築

事業3-1 町民・自治公民館等と一体となった公共交通サービスの検討

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">・持続可能な公共交通を目指し、町民の移動実態に合わせた公共交通サービスを提供するために、町民、地域との連携による取組を実施していきます。
取組の内容	<ul style="list-style-type: none">・自治公民館単位等で、地域住民と意見交換を行う座談会等を開催し、地域の実情に合わせた公共交通サービスの提供に向けた検討を行います。・公共交通空白地や不便地域等において、買い物や通院等の日常生活での移動手段を確保するため、自治公民館等住民自らが主体となった自家用有償旅客運送の導入についても検討し、町民、地域との協働による取組を調査・検討していきます。 <p>参考：薩摩川内市の青瀬あいのり交通</p> <p>自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業が成り立たない地域において、輸送手段の確保が必要な場合に、安全上の措置をとったうえで、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて提供する運送サービスのこと。薩摩川内市下甕町青瀬では、青瀬地区コミュニティ協議会が自家用有償旅客運送「青瀬あいのり交通」を運行しています（1回150円）。（資料）青瀬コミュニティだより</p> 

事業3-2 多様な関係者との連携による利用促進・サービスの検討

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">・町内の関係課、町内外の交通事業者をはじめ、商業施設や医療機関、各種団体等、多様な関係者との連携により、輸送サービスの検討を行っていきます。
取組の内容	<ul style="list-style-type: none">・スクールバスや福祉分野の移動サービス、医療施設や商業施設の送迎サービス等、様々な輸送資源を活用した輸送サービスの提供の可能性について、調査・検討します。

事業3-3 新たなモビリティサービスや新技術の導入に向けた調査・検討

取組の方向性	<ul style="list-style-type: none">・人口減少や交通事業者の乗務員不足、確保が困難であるといった環境の中、持続可能な公共交通を構築、維持していくために、新たなモビリティサービスや新技術の導入に向けた調査・検討を行います。
取組の内容	<ul style="list-style-type: none">・人口減少や交通事業者の乗務員不足、確保が困難であるといった環境で、公共交通の担い手が減少していく中、地域の公共交通を維持していくために、AI オンデマンド交通やグリーンスローモビリティ[※]等の新たなモビリティサービスや自動運転等、実態に合った、新技術の導入可能性について、調査・検討を行います。 <p>※グリーンスローモビリティ…時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両を含めた総称。</p> <p>参考：境町の自動運転バス</p> <p>茨城県境町では、住民向けの生活の移動手段として、2020年に自動運転バスを導入しています。交通量の少ない旧道を運行し、道の駅を拠点に役場、病院、郵便局、銀行、商業施設、学校等を経由するルートを運行しています。（資料）境町HP</p> 

(6) 目標達成に向けた評価指標

本計画の目標達成に向け、以下の目標を設定します。

(評価指標)

目標とする姿	評価指標	現況値 (R5年度)	目標値 (R10年度)
町民が、便利に 日常の移動ができる 公共交通が 確保されている	朝夕の通勤通学を目的とした 巡回バス等の導入	—	2路線
	評価するためのデータ：町所有データ/モニタリング実施時期：毎年度		
	新たな交通サービスの導入	—	3区域
	評価するためのデータ：町所有データ/モニタリング実施時期：毎年度		
	利用者一人当たり財政負担額	1,907円 (R4年度)	1,800円
評価するためのデータ：町所有データ/モニタリング実施時期：毎年度			
町民、来訪者が 安心して公共交通を 利用できる環境が ある	公共交通に関する情報発信回数	—	5回 (R10年度までに)
	評価するためのデータ：町所有データ/モニタリング実施時期：毎年度		
	バス停の待合い環境・乗り継ぎ拠点の 環境整備箇所数	—	3か所 (R10年度までに)
	評価するためのデータ：町所有データ/モニタリング実施時期：計画最終年度		
	町民のバス停の待合い環境についての 不満足度（アンケート調査）	42.5% (路線バス利用者) 33.4% (巡回バス利用者)	25.0%
評価するためのデータ：町民アンケート調査/モニタリング実施時期：計画最終年度			
多様な関係者と 連携し、 移動ニーズに 適した効率的で 持続可能な 公共交通サービスが 提供されている	住民座談会等の開催回数	—	6回 (R10年度までに)
	評価するためのデータ：町所有データ/モニタリング実施時期：計画最終年度		
	連携に向けて協議を行う 関係者・関係団体数	—	3先 (R10年度までに)
	評価するためのデータ：町所有データ/モニタリング実施時期：計画最終年度		
	新たなモビリティサービスや 新技術の調査件数	—	1件 (R10年度までに)
評価するためのデータ：町所有データ/モニタリング実施時期：計画最終年度			

長島町地域公共交通計画 概要版

令和6年3月

発行：長島町地域公共交通活性化協議会

(事務局：長島町 企画財政課)

〒899-1498 鹿児島県出水郡長島町鷹巣 1875 番地 1

TEL：0996-86-1111 FAX：0996-86-0950

E-mail：kizai@town.nagashima.lg.jp

<https://www.town.nagashima.lg.jp/>